

個人住民税の寄付金税制について

平成 23 年度税制改正により、個人住民税（村県民税）の寄付金税制が改正されました。
平成 23 年 1 月 1 日以降に支出した寄付金に対する控除内容は、下記のとおりとなります。

対象となる寄付金

- 1 都道府県・市区町村に対する寄付金
- 2 長野県内に事務所を有する共同募金会・日本赤十字社に対する寄付金
- 3 長野県内に事務所を有する法人や団体で長野県条例に規定されている団体に対する寄付金

現在、南相木村内にある該当の法人はありません。

控除方式・寄付金控除対象上限額・下限額

控除方法	税額控除（税率を乗じた後の算出税額から寄付金税額控除額を差し引く方式）
上限額	総所得金額の 30%（所得税の寄付金控除の場合は、総所得の 40%）
下限額	2 千円以上の寄付金が対象

平成 23 年 1 月 1 日以降に支出した寄付金から、適用下限額が 5 千円 2 千円に引き下げられました。